

第2章 西東京市の現状と 男女平等参画の課題

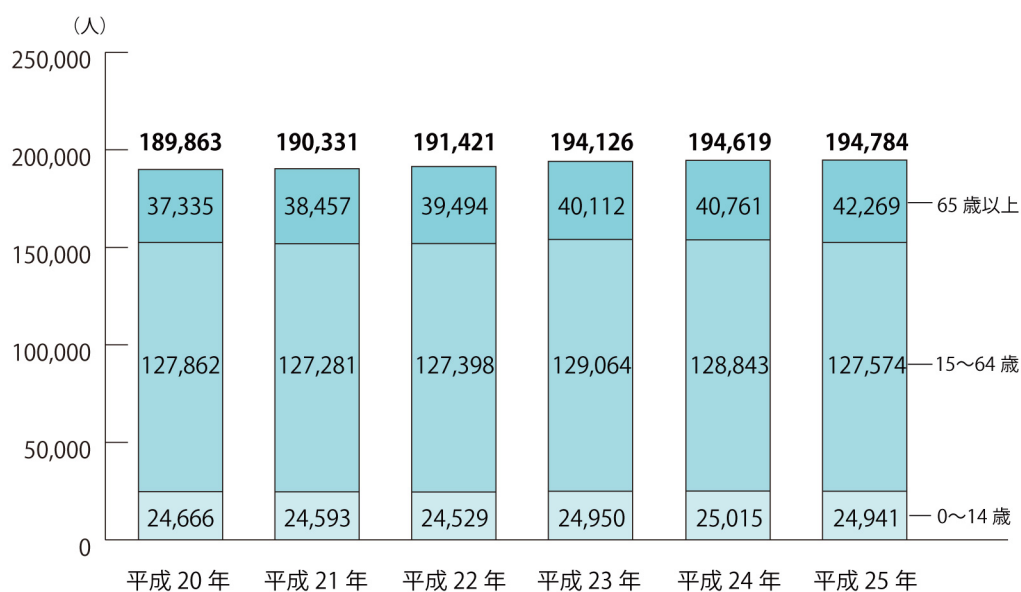
1 少子・高齢化と世帯構成の変化

(1) 3区分別人口の推移

西東京市の人口は微増傾向にあり、平成25年1月1日現在で194,784人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、65歳以上の割合は、平成20年の19.7%から平成25年には21.7%と増加しています。0～14歳の割合は横ばいであり、13%程度となっています。今後も高齢化はすすむと予測されるため、高齢社会においても男女がいきいきと個性と能力を発揮できるための施策の充実が課題です。

図表 年齢3区分別人口構成・構成比（西東京市）



(%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0～14歳	13.0	12.9	12.8	12.9	12.9	12.8
15～64歳	67.3	66.9	66.6	66.5	66.2	65.5
65歳以上	19.7	20.2	20.6	20.7	20.9	21.7

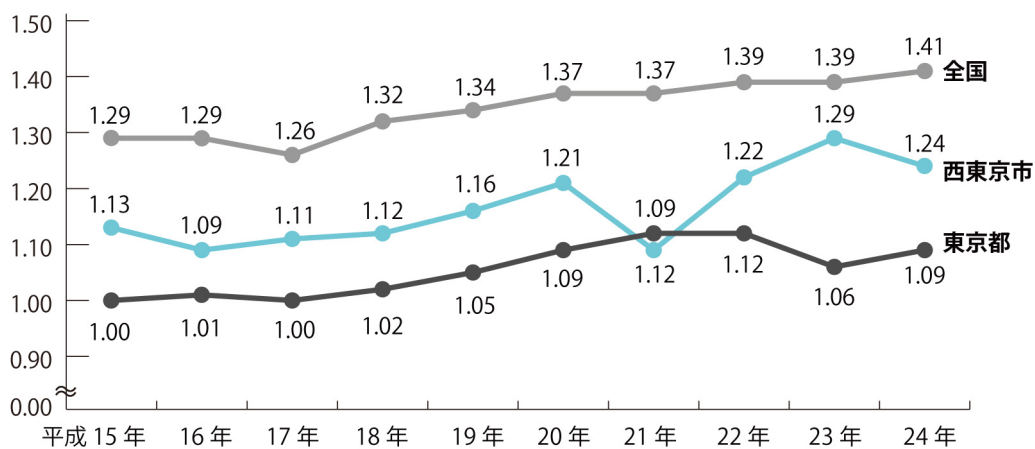
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 合計特殊出生率

西東京市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、平成16年の1.09から平成20年の1.21までは上昇傾向です。平成21年に1.09となりますが、平成24年には1.24となり、東京都平均を上回っています。

しかし、全国平均は下回っており、0～14歳の年少人口も13%程度であることから、少子化対策、子育てへの社会的支援という方向性からも男女平等参画施策をすすめる必要があります。

図表 合計特殊出生率の推移（西東京市、東京都、全国）

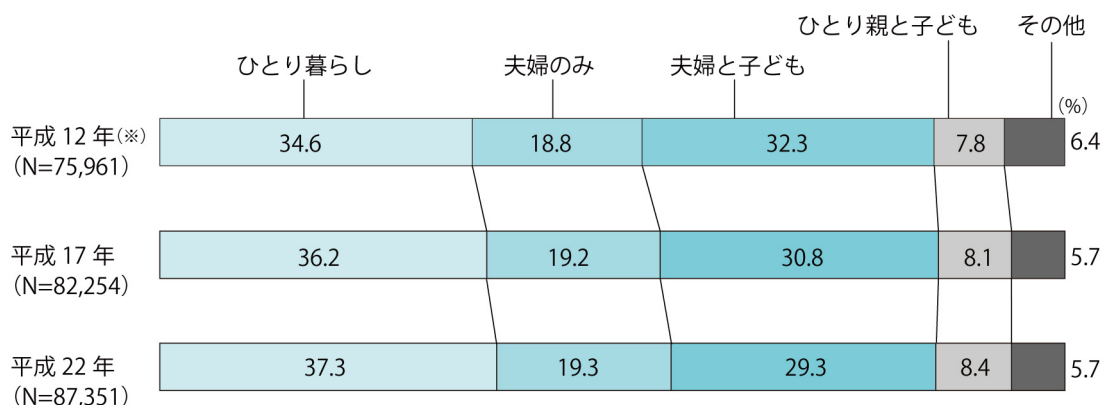


資料：人口動態統計

(3) 世帯類型の変化

西東京市の世帯類型の構成比をみると、平成12年から平成22年にかけて、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」は増加し、一方で「夫婦と子ども」は減少しています。

図表 世帯類型構成比の推移（西東京市）



※田無市と保谷市の合計

資料：国勢調査

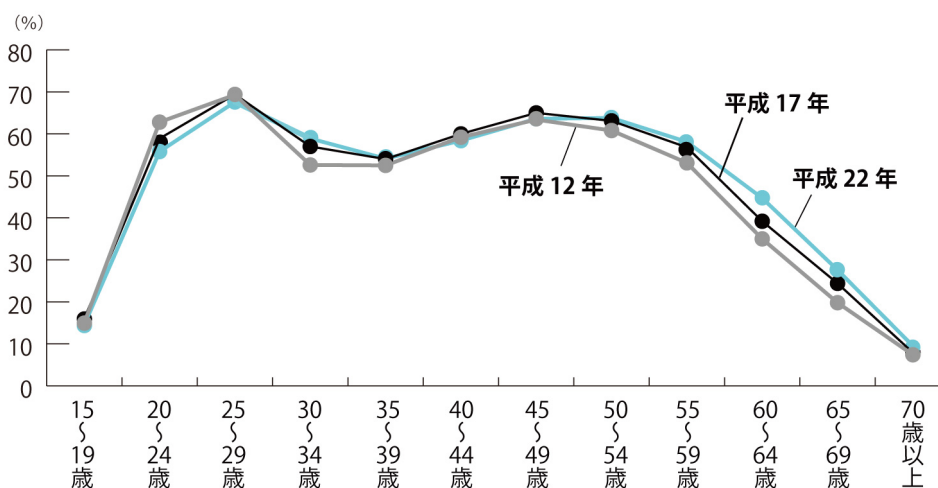
2 女性の労働と男女平等参画

(1) 女性の労働力率

西東京市の女性の労働力率をみると、25～29歳で高くなっていますが、その後減少し、再び40～44歳で上昇しています。女性の労働力率は、いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向が分かります。平成12年、17年と比べて平成22年は、30～34歳と、60歳以降が高くなっていますが、35～39歳の労働力率はあまり変化がない状況です。

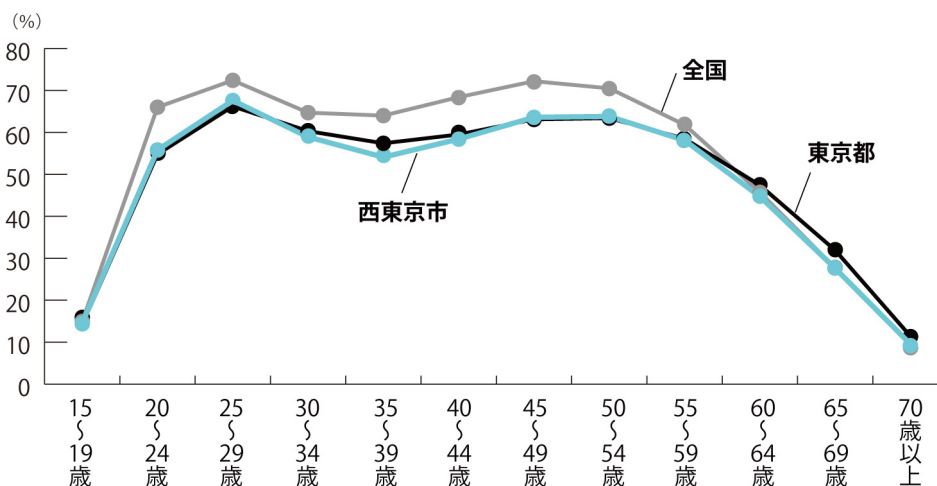
また、全国、東京都と比較すると、35～39歳のいわゆるM字の谷部分が低くなっています。

図表 15歳以上の年齢階級別女性の労働力状態の推移（西東京市）



資料：国勢調査

図表 15歳以上の年齢階級別女性の労働力状態の比較（西東京市、東京都、全国）



資料：平成22年国勢調査

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

西東京市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、「地方自治法第202条の3に定める審議会（※1）」は31.8%、「地方自治法第180条の5に定める委員会（※2）」は15.8%、その他審議会等は38.5%となっており、東京都市町村部合計よりもそれぞれ高い割合となっています。

図表 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3)に定める審議会(※1)			地方自治法(第180条の5)に定める委員会(※2)			その他審議会等		
	委員総数	女性委員数	割合(%)	委員総数	女性委員数	割合(%)	委員総数	女性委員数	割合(%)
西東京市	689	219	31.8%	38	6	15.8%	226	87	38.5%
東京都特別区合計	13,850	3,531	25.5%	403	65	16.1%	14,331	4,883	34.1%
東京都市町村合計	13,859	3,645	26.3%	1,124	146	13.0%	9,286	3,447	37.1%
東京都区市町村合計	27,709	7,176	25.9%	1,527	211	13.8%	23,617	8,330	35.3%
東京都	1,175	293	24.9%	92	10	10.9%	962	169	17.6%

注：平成24年度（平成24年4月1日現在）、なお東京都については平成23年4月1日現在

資料：東京都ホームページ「区市町村の男女平等参画推進状況」

※1：第202条の3〔職務・組織・設置〕

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2：第180条の5〔委員会及び委員の設置〕（④～⑧は省略）

- ① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 公安委員会
 - 二 地方労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 西東京市の相談状況

西東京市の婦人相談の延べ件数は、年度により上下していますが、平成 24 年度は 318 件となっています。

図表 西東京市婦人相談の相談件数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	231 件	363 件	215 件	318 件

資料：西東京市

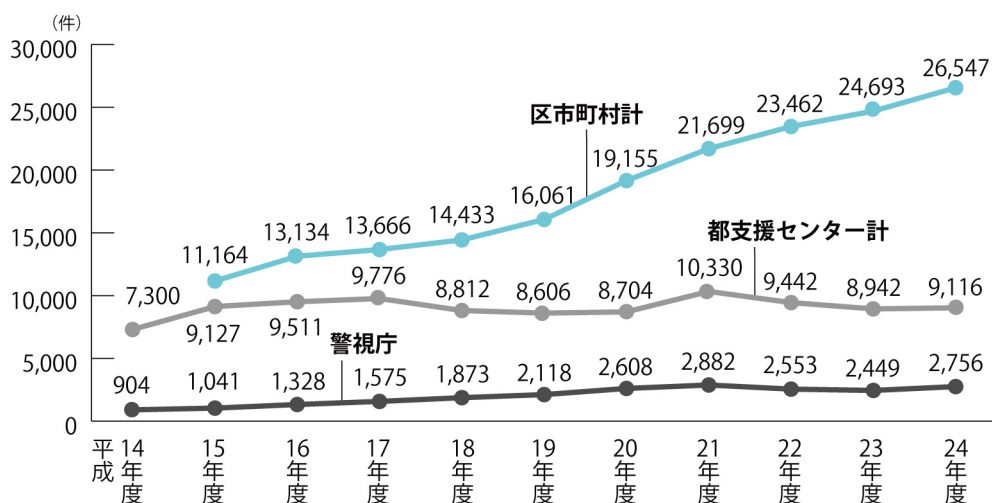
(2) 東京都内の相談状況

都内各相談機関における相談件数の推移をみると、東京都の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成 14 年度は 7,300 件でしたが、増減を繰り返しながらも増え、平成 24 年度は 9,116 件となっています。

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、平成 14 年度の 904 件から、平成 24 年度は 2,756 件と約 3 倍に増加しています。

区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件が平成 24 年度には 26,547 件と約 2.4 倍に増加しています。相談者が身近なところで相談できる体制が確保されてきた状況がうかがえます。相談件数は増加傾向にあるため、より一層の区市町村での体制の充実が望まれます。

図表 都内各相談機関における配偶者暴力等相談件数の推移



資料：東京都

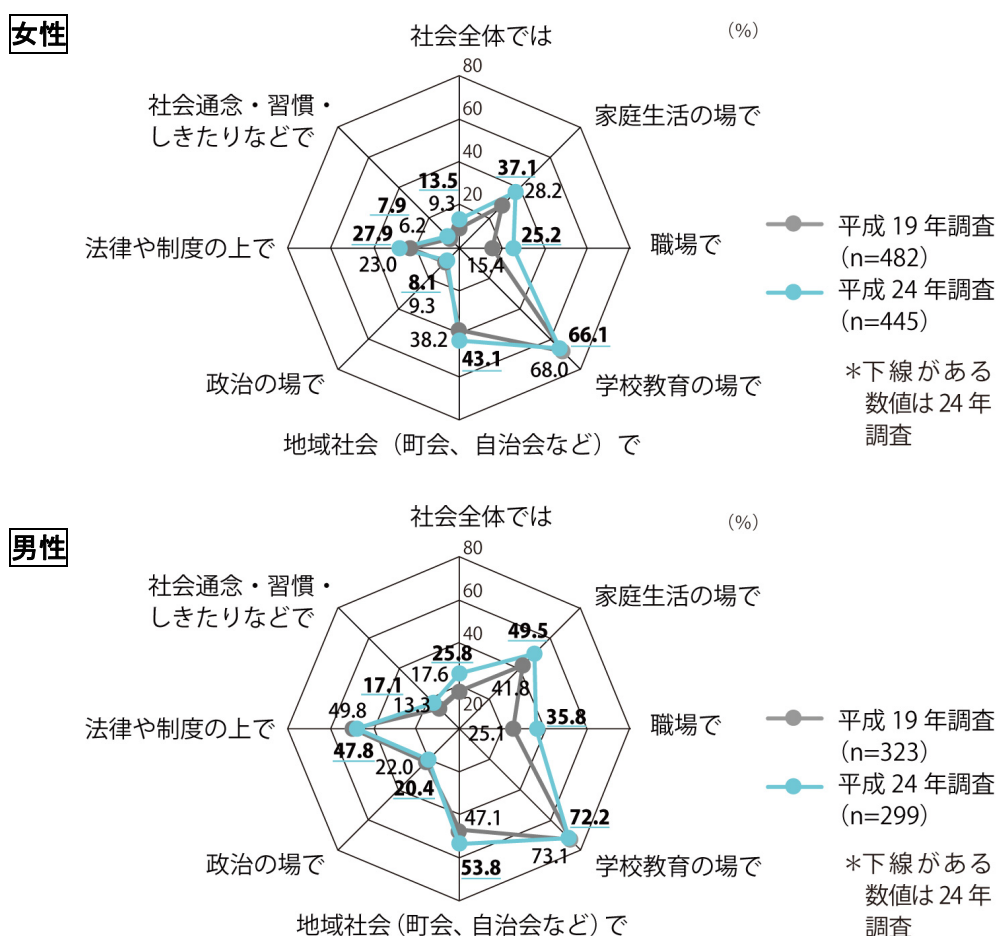
4 男女平等参画を取り巻く課題

(1) 男女の地位の平等感

平成24年に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(以下「実態調査」という)では、男女の地位の平等感について、『家庭生活』、『職場』、『学校教育』、『地域社会(町会・自治会など)』、『政治』、『法律や制度』、『社会通念・習慣・しきたり』という7つの分野および『社会全体』についてたずねています。「男女の地位は平等になっている」と答えている割合は、学校教育の場では男女ともに約7割となっていますが、そのほかの分野では低く、社会全体においても、女性は13.5%、男性は25.8%にとどまっています

平成19年調査に比べて「平等」と感じた割合は増えていますが、依然として「男性優遇」と感じている割合が多くなっています。

図表 男女の地位の平等感(性別)【平成24年、平成19年比較】
 <《平等》と回答した割合>



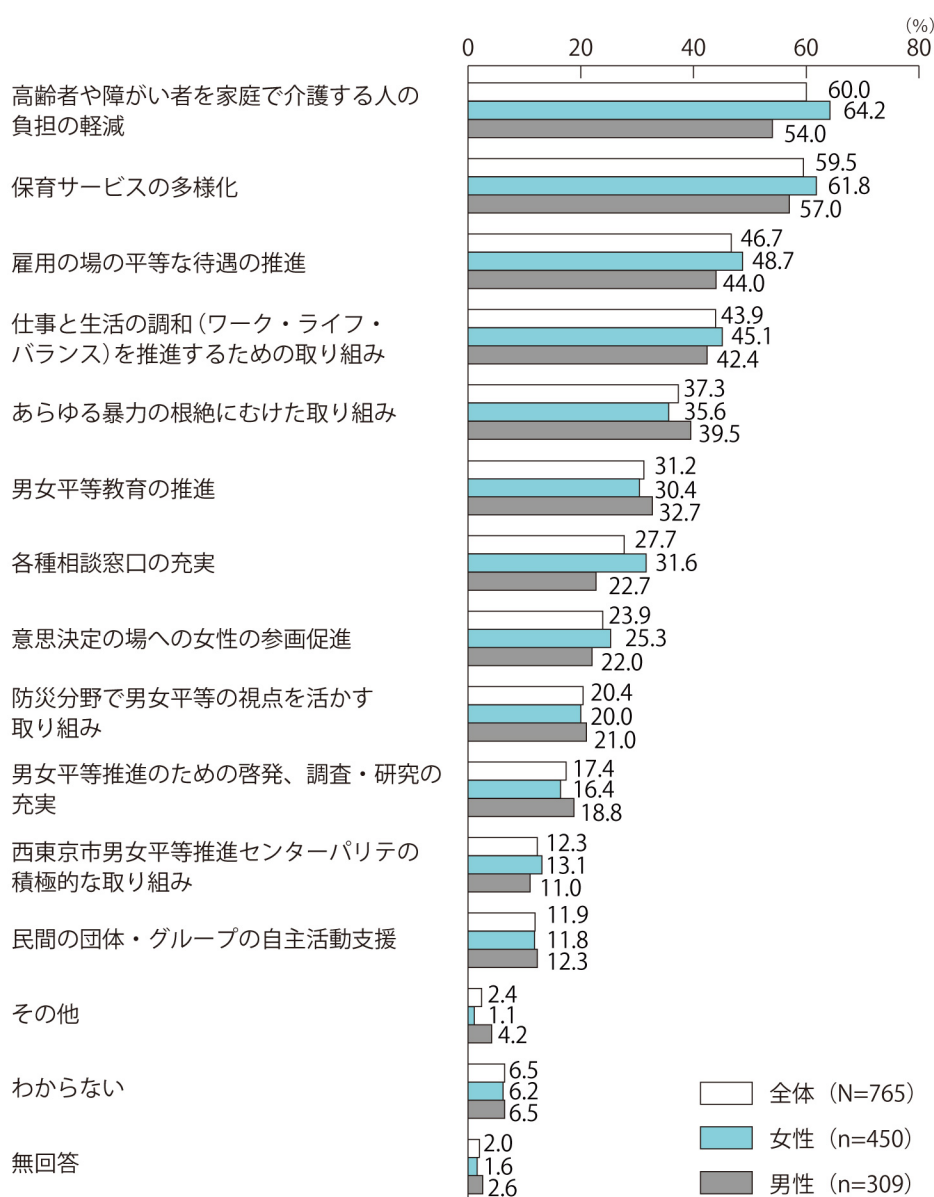
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成24年)

(2) 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

実態調査では、男女平等をめざした取り組みのうち、西東京市が特に力を入れていくべき施策についてたずねています。

全体では、「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「保育サービスの多様化」といった施策が上位になっていますが、次いで「雇用の場の平等な待遇の推進」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取り組み」、「あらゆる暴力の根絶にむけた取り組み」、「男女平等教育の推進」が続いており、これら施策の充実を図ることが必要です。

図表 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

